

令和6年度 滋賀地方最低賃金審議会

第3回滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金専門部会
議事録

開催日時	令和6年10月24日（木） 9時23分～12時12分			
開催場所	建設会館 理事会室			
出席状況	公益代表委員	出席3人	(定数3人)	
	労働者代表委員	出席3人	(定数3人)	
	使用者代表委員	出席3人	(定数3人)	
	事務局	4人		
出席者	公益代表委員	石井利江子	木下康代	宗野隆俊
	労働者代表委員	大江彰宏	齋藤慎司	平塚雄二
	使用者代表委員	小西哲也	田中秀康	西田保夫
	事務局	中井基準部長	足立賃金室長	
		平沢労働基準監督官	山下労働基準督官	
主要議題	・滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について（金額審議）			
議事録	別紙のとおり			

○事務局（足立室長）

それでは、ただ今から、「令和6年度 第3回 滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金専門部会」を開催いたします。

本日は、委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本専門部会の出席状況について、報告します。

公益側代表委員3名、労働者側代表委員3名、使用者側代表委員3名の合計9名のご出席をいただいています。

したがって、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいていますので、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。

本専門部会は第1回本審でも確認させていただいたとおり、滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」についてもホームページで公開することとなります。

よって、「同運営規程第7条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けましたが、本日は傍聴を希望される方がおられなかったことをご報告いたします。

それでは、これからの進行を、木下部会長にお願いします。

○木下部会長

おはようございます。

本日は、最終の専門部会となりますので、労使合意でまとまりますよう、皆様のご協力をよろしくお願いします。

それでは、議題の「滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金の改正」の審議に入ります。これまでどおり労・使それぞれと個別協議を行いますが、まず、労働者側から協議を行いますが、検討の時間はどのくらい必要でしょうか。

○労働者代表委員

15分でお願いします。

○木下部会長

それでは、9時40分から労働者側との個別協議始めます。

控え室について、事務局から説明してください。

○事務局（足立室長）

隣の部屋の会議室が控え室になりますが、防音がよくないため声が聞こえますので、不都合があれば労働局の労働基準部長室を使用させていただきますので、申し付けてください。

○木下部会長

では、ここから休会といたします。

委員の皆様、控え室に移動をお願いします。

【専門部会休会】

[労働各側に分かれての個別協議]

【専門部会再開】

○木下部会長

これまで、労・使双方と個別協議を重ねてまいりましたが、残念ながら合意に至りませんでした。

公益側は、これ以上、個別の協議を重ねても労使双方の歩み寄りには期待できないと判断しました。

したがって、公益としては、公益案を示し、採決を取らせていただきたいと思います。

ます。

事務局は、現在の委員の出欠状況を確認してください。

○事務局（足立室長）

現在の委員の出欠状況は、部会長を除き、公益代表委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の計8名のご出席です。議決権のある者は、部会長を除く8名となります。

○木下部会長

それでは、「滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金」は、現行の時間額1,003円を47円引上げ、時間額1,050円に改正したいと思います。

これに賛同していただけるか否かについて、採決を行いたいと思います。

採決は挙手で行いますので、賛成、反対、いずれか一方に挙手をお願いします。

それでは、今回の提案に対して賛成の委員は、挙手をお願いします。

〔委員挙手〕

次に、反対の委員は、挙手をお願いします。

〔委員挙手〕

結果は、賛成多数で結審しました。

これにより、現行の時間額1,003円を47円引上げ、時間額1,050円で、審議会に報告します。

事務局は、専門部会報告書案の作成をお願いしますが、どれぐらい時間が必要ですか。

○事務局（平沢）

10分いただきたいと思います。

○木下部会長

それでは、専門部会報告書案ができる 12時5分まで、休会とします。

○木下部会長

専門部会を再開します。

では、専門部会報告書案の朗読をお願いします。

○事務局（平沢）

専門部会報告書案を朗読します。

「滋賀県精密・電気機械器具製造業最低賃金専門部会報告について」

それでは、専門部会報告書(案)を朗読いたします。

なお、朗読に際しましては、最低賃金の件名は略称を用い、専門部会委員のお名前は省略させていただき、別紙につきましては、最低賃金額及び効力発生の日のみとさせていただきます。

滋賀地方最低賃金審議会 会長 平井建志 殿

滋賀県精密・電気機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 木下 康代

滋賀県精密・電気機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月21日滋賀地方最低賃金審議会において付託された滋賀県精密・電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

最低賃金額 1時間1,050円

効力発生の日 令和6年12月31日

以上でございます。

○木下部会長

ただ今の「専門部会報告書（案）」について、ご質問等はありませんか。

〔意見なし〕

ないようでしたら、これをもって「令和6年度 滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金専門部会報告」として、10月31日に開催される第5回滋賀地方最低賃金審議会に報告しますので、案をとって、日付欄に今日の日付を入れてください。

○木下部会長

事務局は、専門部会報告後の取り扱いについて、説明してください。

○事務局（足立室長）

ただいま決定しました専門部会報告が、効力発生までの流れについて、ご説明いたします。

今年の第4回本審で専門部会が「全会一致で結審した場合に限り」最低賃金審議会令第6条第5項を適用すると議決がされています。

審議会令第6条第5項は、「専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」とされており、本専門部会がただいま「全会一致」とはなりませんので、本審であらためて採決する必要があります。

つきましては、専門部会報告を10月31日に開催される第5回滋賀地方最低賃金審議会に報告し、専門部会報告書について審議いただき、審議会において採決し、滋賀地方最低賃金審議会会長から滋賀労働局長に答申されることとなります。

答申後は、最低賃金法第15条第3項の準用による第11条第1項に基づき、当日中に答申の要旨を公示し、異議の申し出を受け付けます。異議申出期限は、同条第2項に基づき「公示のあった日から15日以内」ですので、11月15日までとなります。

例年、特定(産業別)最低賃金に係る異議の申し出はありませんが、仮に、異議申出があった場合は、11月18日に、同法第11条第3項に基づき、第6回滋賀地方最低賃金審議会を開催し、異議について審議し、結論を出して、異議申出に係る審議会意見を滋賀労働局長に答申することとなります。

答申後は、4件まとめて、11月29日に改正決定の官報公示を行い、12月31日から効力が生じることとなります。

以上です。

○木下部会長

今の事務局からの説明に質問等がありますか。

[意見等なし]

最後に、中井労働基準部長から挨拶があります。

○事務局（中井部長）

委員の皆様におかれましては、3回にわたる専門部会の開催に際し、熱心なご議論をいただき誠にありがとうございました。

採決により、47円引き上げて、時間額1,050円という結論をいただきました。この結論に至るまでには、労使委員におかれましては、地賃への埋没、経済状況、政治的状況等、あらゆる状況を踏まえまして、非常に厳しい決断をされたことと思います。

また、公益委員におかれましては、難しい状況の中、全会一致に向けて調整をしていただいたことに重ねてお礼を申し上げます。

本審での採決の結果をもって金額が決定した後は、令和6年12月31日の効力発生に向けまして、事務局としまして、官報公示等の手続を行い、効力発生後は地賃も含めまして周知に努めてまいりますので、委員の皆様には、引き続き労働行政に

ご協力をよろしくお願いいたします。

○木下部会長

ありがとうございました。

その他、何かありますか。

○事務局（足立室長）

事務局から滋賀地方最低賃金審議会の代表委員の皆様にお知らせします。

第5回滋賀地方最低賃金審議会を10月31日（木）午前10時から労働局6階会議室で開催いたしますので、ご出席、よろしくお願いいたします。

また、例年、異議申出はございませんが、異議申出があった場合は、11月18日（月）午前10時00分から労働局6階会議室で異議に係る審議を行いますので、こちらの日程も確保をよろしくお願いいたします。

11月18日の審議会開催は異議申出がなければ中止となりますので、開催の有無は、11月15日午後6時までにメールで全委員にお知らせいたしますので、メールチェックについてもよろしくお願いいたします。

以上です。

○木下部会長

委員の皆様には、大変お忙しい中、部会運営にご協力いただき、結審することができましたことに感謝申し上げます。

これで、「令和6年度 滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金専門部会」を終了します。

お疲れ様でした。